

○経済産業省告示第二十五号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、半導体産業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第一五四号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十一第五項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十五日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 基本認識 (略) イ 産業構造 半導体は、演算用（ロジック）、記憶用（メモリ）、その他信号変換用（アナログ半導体、	一 基本認識 (略) イ 産業構造 半導体は、演算用（ロジック）、記憶用（メモリ）、その他信号変換用（アナログ半導体、

パワー半導体、センサ等)の三つに分類され、それぞれ求められる技術が異なり、業界を牽引するメーカーも多様である一方、近年の半導体産業においては、統合による専門化が進むことでグローバルに競争力を有する複数の大企業が出現している。半導体産業においては、大規模な投資が競争力に直結することから、大企業によるグローバルで大規模な投資競争が激化している。

現在、半導体市場においては、海外企業が高いシェアを占有しており、特に先端ロジック半導体については、設計・製造ともに一部の国の企業が高い競争力を有している。他方、メモリ

パワー半導体、センサ等)の三つに分類され、それぞれ求められる技術が異なり、業界を牽引するメーカーも多様である一方、近年の半導体産業においては、統合による専門化が進むことでグローバルに競争力を有する複数の大企業が出現している。半導体産業においては、大規模な投資が競争力に直結することから、大企業によるグローバルで大規模な投資競争が激化している。

現在、半導体市場においては、海外企業が高いシェアを占有しており、特に先端ロジック半導体については、設計・製造ともに一部の国の企業が高い競争力を持ち、かつ日本国内にはそ

に加えて、マイコンやアナログ（パワー半導体含む）などのいわゆるレガシー分野では、引き続き日本企業が高いシェアを占めるものも存在している。

現在、我が国企業が伝統的に一定の競争力を有しているレガシー分野では、自動車や電気製品に用いられるマイコンや、高機能カメラ等に用いられるセンサー半導体、電波の送受信を行う通信用半導体など、広範な産業で用いられ、今後も世界的に需要が増大を続けると見込まれる製品群が存在する。

さらに、このような製造工程を支える半導体製造装置や材料・部材の重要性も高いが、それ

の製造拠点が無い。他方、メモリ、センサー、パワー半導体など、一部の製品では、引き続き日本企業が高いシェアを占めるものも存在している。

さらに、このような製造工程を支える半導体製造装置や材料・部材の重要性も高いが、それらの産業はまさに我が国が強みを有する産業である。世界的にも半導体が戦略物資として位置付けられる中、各国では国内製造回帰の動きが活発化していることに伴い、世界の半導体エコシステムのチョークポイントとして、製造装置・素材産業の重要性も高まっている。一方、半導体製造の誘致競争により、その開発拠点が

らの産業はまさに我が国が強みを有する産業である。世界的にも半導体が戦略物資として位置付けられる中、各国では国内製造回帰の動きが活発化していることに伴い、世界の半導体エコシステムのチョークポイントとして、製造装置・素材産業の重要性も高まっている。一方、半導体製造の誘致競争により、その開発拠点が他国へ移転し、産業が空洞化する懸念も存在する。半導体製造工程だけでなく半導体製造装置や素材についても、一貫したサプライチェーンと捉える必要があり、半導体製造に係る競争力のみならず、製造装置・素材産業を含めて、一体的に我が国の半導体産業の競争力強化及び、

他国へ移転し、産業が空洞化する懸念も存在する。半導体製造工程だけでなく半導体製造装置や素材についても、一貫したサプライチェーンと捉える必要があり、半導体製造に係る競争力のみならず、製造装置・素材産業を含めて、一体的に我が国の半導体産業の競争力強化及び、技術・供給能力の確保を行うことが重要である。

技術・供給能力の確保を行うことが重要である。

ロ (略)

ハ その他外部環境の状況

(1) (略)

(2) 国際的な重要性の高まり

デジタル化社会におけるサプライチェーンのセキュリティ確保のためには、半導体のセキュリティ確保が極めて重要であり、半導体に関連する技術は、安全保障に直結する戦略的技術として認識されている。このような認識の下、各国は半導体産業の販路・サプライチェーンの見直しに取り組

ロ (略)

ハ その他外部環境の状況

(1) (略)

(2) 国際的な重要性の高まり

デジタル化社会におけるサプライチェーンのセキュリティ確保のためには、半導体のセキュリティ確保が極めて重要であり、半導体に関連する技術は、安全保障に直結する戦略的技術として認識されている。このような認識の下、各国は半導体産業の販路・サプライチェーンの見直しに取り組

み、国家戦略として先端半導体の国産化と輸出管理等を強化している。特に、米国・EU・中国・韓国・インドなどにおいては、兆円規模の半導体・デジタル産業に関する大胆な産業政策が展開されており、戦略産業として、半導体産業に対する世界的な気運が高まっている。

二 (略)

三 事業適応に関する基本的方向性

半導体産業においては、一部の製品では世界市場で競争力を持つプレーヤーが国内に残っているものの、各国企業の競争がますます激化している。そのため、日本にない先端技術を有する外資

み、国家戦略として先端半導体の国産化と輸出管理等を強化している。特に、米国・EU・中国などにおいては、兆円規模の半導体・デジタル産業に関する大胆な産業政策が開始されており、戦略産業として、半導体産業に対する世界的な気運が高まっている。

二 (略)

三 事業適応に関する基本的方向性

半導体産業においては、一部の製品では世界市場で競争力を持つプレーヤーが国内に残っているものの、各国企業の競争がますます激化しており、日本企業もこれまで以上の競争力強化が必要

企業に対して、日本への投資を促していくとともに、日本企業もこれまで以上に競争力を強化していく必要がある。各企業においては、事業拡大・再編、先端技術開発、新たな顧客開拓に向けた技術開発等を進めていくことで、競争力強化を図らなければならない。また、日本の半導体エコシステムを機能させるため、我が国が強みを持つ半導体製造装置・素材における技術をさらに向上させるとともに、先端半導体の本格的な製造能力を確保し、不断にその技術力を強化する必要がある。その際、半導体の共同技術開発など、オープンイノベーションの取組を加速する必要がある。

また、半導体製造には前工程・後工程ともに様

になる。各企業においては、事業拡大・再編、先端技術開発、新たな顧客開拓に向けた技術開発等を進めていくことで、競争力強化を図らなければならない。また、日本の半導体エコシステムを機能させるため、我が国が強みを持つ半導体製造装置・素材における技術をさらに向上させるとともに、先端半導体の本格的な製造能力を確保し、不断にその技術力を強化する必要がある。その際、半導体の共同技術開発など、オープンイノベーションの取組を加速する必要がある。

また、半導体製造には前工程・後工程ともに様々な工程があり、こうした工程を支える半導体製造装置や素材を含め、複雑で長大なサプライチェ

々な工程があり、こうした工程を支える半導体製造装置や素材を含め、複雑で長大なサプライチェーンを有している。また、このサプライチェーンは国内だけで閉じるものではなく、半導体製造の行程ごとに国内外の地域・企業で生産活動が行われている。このような状況を踏まえると、企業としても、サプライチェーン上で重要な技術や材料・製品については国内に製造能力を確保するなど、必要に応じた取組を行い、サプライチェーンの強靱化を図っていくことが重要である。

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

ーンを有している。また、このサプライチェーンは国内だけで閉じるものではなく、半導体製造の行程ごとに国内外の地域・企業で生産活動が行われている。このような状況を踏まえると、企業としても、サプライチェーン上で重要な技術や材料・製品については国内に製造能力を確保するなど、必要に応じた取組を行い、サプライチェーンの強靱化を図っていくことが重要である。

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

(1) 半導体産業における環境負荷低減に向け

た取組

半導体の製造に当たっては、二十四時間稼働するクリーンルームを始めとする多くの製造装置を使用するため、製造業の中でも最も消費電力が多い産業の一つである。実質的なCO₂排出を考えると、半導体産業で使用する電力のカーボンニュートラル化も重要となる。実際に、国際的に事業を展開する企業では、再生可能エネルギー発電への投資やグリーン電力の購入により、カーボンニュートラルを目指す動きも出てくるなど、半導体産業においてもグリーン

(新設)

半導体の製造に当たっては、二十四時間稼働するクリーンルームを始めとする多くの製造装置を使用するため、製造業の中でも最も消費電力が多い産業の一つである。実質的なCO₂排出を考えると、半導体産業で使用する電力のカーボンニュートラル化も重要となる。実際に、国際的に事業を展開する企業では、再生可能エネルギー発電への投資やグリーン電力の購入により、カーボンニュートラルを目指す動きも出てくるなど、半導体産業においてもグリーン

化の動きが始まっている。このような動きの中、半導体産業も世界市場で競争していく以上、再生可能エネルギーの活用拡大など、省エネ化、カーボンニュートラル化を進めていくような取組を進めることが、競争力強化のためにも必要である。

また、グリーン・デジタル社会の構築に向けて、幅広い分野で使われるアナログ（パワー半導体含む）やマイコン、メモリなどをはじめとした半導体の省エネ化・省CO₂化・高性能化を進める必要がある。そのため、高効率な次世代半導体の実用化に向けて、研究開発を行うとともに、コ

化の動きが始まっている。このような動きの中、半導体産業も世界市場で競争していく以上、再生可能エネルギーの活用拡大など、省エネ化、カーボンニュートラル化を進めていくような取組を進めることが、競争力強化のためにも必要である。

また、グリーン・デジタル社会の構築に向けて、幅広い分野で使われるパワー半導体やメモリなどの半導体の省エネ化・省CO₂化・高性能化を進める必要がある。そのため、高効率な次世代半導体の実用化に向けて、研究開発を行うとともに、コスト低減による導入促進のために、半導体

コスト低減による導入促進のために、半導体サプライチェーンの必要な部分に投資を行い、次世代半導体の実用化・普及拡大を進める必要がある。また、半導体革新素材（シリコンカーバイド、窒化ガリウム等）や光エレクトロニクス・デバイス等の次世代技術開発や実装・導入を加速する必要がある。このような取組を着実に進めることで、電化が進み電力消費量が増大する各産業のデジタル化を、グリーンな形で実現していくことが可能であり、そのための研究開発・技術開発・実証・実用化を進めていくべきである。

サプライチェーンの必要な部分に投資を行い、次世代半導体の実用化・普及拡大を進める必要がある。また、半導体革新素材（シリコンカーバイド、窒化ガリウム等）や光エレクトロニクス・デバイス等の次世代技術開発や実装・導入を加速する必要がある。このような取組を着実に進めることで、電化が進み電力消費量が増大する各産業のデジタル化を、グリーンな形で実現していくことが可能であり、そのための研究開発・技術開発・実証・実用化を進めていくべきである。

特にパワー半導体については、あらゆる

先端半導体だけでなく、レガシー半導体についても、あらゆる製品に組み込まれ、デジタル化・グリーン化に向けたキーパーツとなっており、カーボンニュートラルの実現に向けては、こうした半導体の省エネ化・高効率化が重要である。レガシー半導体の製造に関しては、世界市場で戦えるプレイヤーが国内に残っているものの、世界の半導体企業の投資競争と各国の産業政策の競争がますます激化している。そのような環境下においても産業競争力を強化していくため、各企業においては、選択と集中を行い、積極的な投資により先端技術開発

製品に組み込まれ、デジタル化・グリーン化に向けたキーパーツとなっており、カーボンニュートラルの実現に向けては、パワー半導体の省エネ化・高効率化が決定的に重要である。パワー半導体の製造に関しては、世界市場で戦えるプレイヤーが国内に残っているものの、世界の半導体企業の投資競争と各国の産業政策の競争がますます激化している。そのような環境下においても産業競争力を強化していくため、各企業においては、選択と集中を行い、事業拡大・再編を視野に入れるとともに、積極的な投資により先端技術開発や生産能力の向

や生産能力の向上等に取り組んでいくべき
である。

(2) サプライチェーン全体への裨益を実現す
るための取組

半導体の生産は広範なサプライチェーン
の下で成り立っている。マイコン・アナロ
グ等の戦略分野の国内投資を実現し、生産
の拡大、付加価値の増大に繋げていくこと
は、製造装置・部素材等の需要拡大にも繋
がり、我が国半導体産業の競争力強化及び
技術・供給能力の確保という観点でも重要
な取組である。

四 事業適応に対する政策措置に関する指針

上等に取り組んでいくべきである。

(新設)

(新設)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画において、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場合、次に掲げる事項を遵守することとする。

イ 事業適応計画の内容

事業者が事業適応計画について主務大臣の認定を受けるに当たっては、次の①から⑨までのいずれも満たすことを要件とする。

- ① エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画の対象とする設備投資は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）第一号イから三までに掲げる半導体（以下「産業競争力基盤強

化半導体」という。)の生産に係る建物、設備又はシステム(導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。)を導入するものを対象とする。

- ② ①に規定する設備投資においては、産業競争力基盤強化半導体の生産の用に供される次の設備のいずれか一つ以上を整備すること。
- なお、複数の拠点で設備投資をする計画の場合、いずれの拠点においても、次のいずれか一つ以上を整備することとする。

(1) フォトレジスト塗布に必要な設備

(2) ウェハ表面への露光(パターン形成)に必要な設備

- (3) エッチングに必要な設備
- ③ ①に規定する設備投資においては、その新規の投資額が総額五十億円以上であること。
- ④ ①に規定する設備投資によって、事業適応を行う事業者における産業競争力基盤強化半導体の生産数量が、直径二百ミリメートルのウエハーに換算して年間一万枚以上増加する計画になっていること。
- ⑤ 事業適応を行う事業者の株式の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。
- ⑥ 産業競争力基盤強化半導体について、必要な生産能力を確保するため、サプライチェーン

への信頼性が確保されていること。

⑦ 当該計画に基づき生産される産業競争力基

盤強化半導体が省エネルギーに貢献するもの

であることを当該計画において示すこと。

⑧ 事業適応の実施に関する指針（令和三年財

務省・経済産業省告示第六号。以下「事業適

応指針」という。）5ハイにより定める付加

価値率の目標値が十五パーセントを上回って

いること。

⑨ 事業適応指針の5ハロにより定める経済波

及効果に係る数値目標として、産業競争力基

盤強化半導体の生産及び販売を行う事業年度

において、事業適応を行う拠点に係る取引先

社数が百社以上であること、及び認定事業者から当該取引先への発注額が、五十社以上において当該生産及び販売を行う事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（事業適応を行っている事業年度に限る。）における発注額を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該生産及び販売を行う事業年度の月数に乗じて計算した額より増加している又は当該拠点における取引先全体への発注額が認定前年度に比して十パーセント以上増加していることが示されていること。

ロ 事業適応計画における生産及び販売に係る確認事項

認定事業適応事業者に対して、次の①から③までの確認事項を定め、主務大臣が毎事業年度にいずれの事項も満たしていることを、当該事業適応計画の実施期間を通じて確認する。なお、これらの事項を達成しないまま行われた事業適応は認定事業適応計画に沿った事業適応とみなさない。

- ① 産業競争力基盤強化半導体の生産から販売までの実績について、経済産業省が必要と認めた場合、認定事業適応事業者及び関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社

をいう。)又は当該認定事業適応事業者と同
一の親会社(会社法(平成十七年法律第八十
六号)第二条第四号に規定する親会社をい
う。)をもつ会社をいう。)に属さない第三
者による整合性の確認を経て、経済産業省の
承認を得ること。なお、認定事業適応事業者
が生産した産業競争力基盤強化半導体を、当
該認定事業適応事業者が生産する別の製品
(カメラ等)に搭載する場合は、その搭載さ
れた製品が販売されたことをもって、当該産
業競争力基盤強化半導体を販売したこととみ
なす。

② 主務大臣に対して産業競争力基盤強化半導

体の販売数量の確認を求める際、当該販売数量は認定事業適応計画に記載されている新規投資によるもの以外の設備の導入及び活用その他当該計画に記載のない事項を主たる要因として増加した数量（以下「事業適応外販売数量」という。）を含まないこと。なお、主務大臣は申請された販売数量に事業適応外販売数量が含まれていないことを確認するために、事業適応計画に係る事業適応が実施されなかった場合の当該拠点における生産数量の予測値、認定事業適応計画に記載された本指針の四イ②に該当する設備が当該拠点における生産活動に寄与する割合を示す書類その他

必要と認める書類の提出を求めることができる。

- ③ 産業競争力基盤強化半導体の生産において、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第十一条第三項の認定を受けた計画又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第二項の認定を受けた供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）第一条第六号に掲げる半体素子及び

集積回路に係るものに限る。)に基づいて整備された建物、設備又はシステム(主として産業競争力基盤強化半導体を生産することを目的に整備された建物及びシステムを除く。)を使用していないこと。

附 則

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。